

山形県連合小学校長会運営細則

第1条 本細則は、山形県連合小学校長会会則（以下会則）第14条に基づいてこれを定める。

第2条 会則第2条以下の「各地区小学校長会」の各地区とは、次の11地区をいう。

- 1．山形地区
- 2．上山地区
- 3．東村山地区
- 4．西村山地区
- 5．北村山地区
- 6．最上地区
- 7．米沢地区
- 8．東置賜地区
- 9．西置賜地区
- 10．田川地区
- 11．飽海地区

第3条 会則第6条の役員選出については次による。

- 1 会長は、年度当初の理事会において、選考委員会の推薦を経て選出する。
- 2 副会長は、前年度に山形地区・村山地域・最上地域・置賜地域・庄内地域においてそれぞれ候補者を選考し、年度当初の理事会において、選考委員会の推薦を経て選出する。候補者の選考は、それぞれの地区・地域に一任し、その年度の4月中旬までに県連小事務局に報告するものとする。

地域とは、次の4地域をいう。

- (1) 村山地域（上山・東村山・西村山・北村山の4地区）
- (2) 最上地域（最上の1地区）
- (3) 置賜地域（米沢・東置賜・西置賜の3地区）
- (4) 庄内地域（田川・飽海の2地区）

- 3 監事は、村山地域から選出し、会長・副会長の選出された地区以外から選出するものとする。前年度に依頼された地区ではそれぞれ候補者を選考し、年度当初の理事会において、選考委員会の推薦を経て選出する。候補者の選考は、それぞれの地区に一任し、その年度の4月中旬までに県連小事務局に報告するものとする。

- 4 選考委員会は、11地区から、若干名をもって構成する。
ただし、会長・副会長・監事に選出される者は委員となることはできない。

第4条 会則第8条理事会の定例会は、毎年4月・8月・11月・2月に招集する。

第5条 理事の中から次の会務を担当する者を会長が委嘱する。

- 1．総務に関すること。
- 2．専門委員会に関すること。
- 3．教育関係団体との連絡提携に関すること。
- 4．その他

第6条 会則第10条の専門委員会に関する事項は次のとおりとする。

1. 専門委員会（以下委員会という）は次のとおりとする。
 - (1) 研修活動に必要な常設委員会
 - (2) 対策活動に必要な常設委員会
 - (3) 生徒指導に必要な常設委員会
 - (4) その他必要に応じて設置する特別委員会
2. 委員会が分担する事項は次のとおりとする。特に会長から委任された事項も併せ分担する。
 - (1) 研修活動に必要な常設委員会
教育諸活動の研修に関すること。
 - (2) 対策活動に必要な常設委員会
教育行財政問題の検討・対策に関すること。
 - (3) 生徒指導に必要な常設委員会
生徒指導上の情報収集・発信に関すること。
 - (4) その他必要に応じて設置する特別委員会
委員会設置の都度、その目的に応じて定める。
3. 専門委員（以下委員という）は、各地区小学校長会において各1名ずつ推せんし、会長がこれを委嘱する。
4. 委員会に次の役員をおく。 委員長 1名 ・ 副委員長 1名
5. 役員は委員の互選により、会長が委嘱する。
6. 委員会は会長がこれを招集する。
7. 委員長は必要に応じて理事会に出席して、その状況を報告するものとする。

第7条 会則第13条の事務職員に関する事項は次による。

1. 事務職員の任免は会長が行う。
2. 事務職員は、本会の庶務・会計の事務にあたる。
3. 事務職員の任期・待遇は、必要の都度理事会にはかり決定する。

付 則

本細則は、昭和48年5月1日決定し、昭和49年4月1日より施行する。

本細則は、昭和54年8月31日改正し、昭和55年4月1日より施行する。

～（中間省略）～

本細則は、平成24年2月23日改正し、平成24年4月1日より施行する。

本細則は、平成26年2月20日改正し、平成26年4月1日より施行する。

本細則は、平成27年2月19日改正し、平成27年4月1日より施行する。

本細則は、平成28年2月25日改正し、平成28年4月1日より施行する。